

令和4年（ネ）第287号

大垣警察市民監視国家賠償等請求控訴事件

意見陳述書

名古屋屋高等裁判所 御中

（民事第2部）

2022年8月31日

控訴人兼被控訴人（第一審原告）本人

船 田 伸 子

1 私は、1990年から2014年までの24年間、弁護士法人ぎふコラボに勤めていました。

今回の事件は、私の職場と仕事に関わって起きたものです。

2014年5月26日の情報交換において、大垣警察はシーテック社に対し、「三輪唯夫は、岐阜コラボ法律事務所の事務局長である「船田信子」と強くつながっており、そこから全国に広がってゆくことを懸念している。現在、船田信子は気を病んでおり入院中であるので、速、次の行動に移りにくいと考えられる。今後過激なメンバーが岐阜に応援に入ることが考えられる。身に危険を感じた場合はすぐに110番して下さい」と言っています。

これを聞いたシーテック社の人たちが、私という人物をどう思ったのか考えてみてください。

シーテック社作成の議事録を見ると、私の名前には「」が付けられ、作成時には伸子という漢字に「信ずる」の字を用いていますが、その後、実際の漢字に手書きで訂正されています。

このことから、私の個人情報についてシーテック社は、強い関心を持ち、あたかも風力発電事業への反対運動のためにとんでもない暴力的な事件を起こす危険人物として私を認識し、さらに調査し、情報収集をしたと考えられます。

また、この情報交換からわずか1ヵ月後には、原告の一人である「近藤ゆり子

の新たな動きについて」という会議名で情報交換が行われており、この議事録の主旨には、「6月24日、大垣警察署警備課前田巡查長から昨年8月に情報を頂いた「近藤ゆり子」が風車事業に対して動き出す気配がある旨の電話を頂いた。近藤ゆり子の動向を聞くために訪問した」と書かれています。

明らかにシーテック社は、自ら情報収集をし、大垣警察に報告することが当然のように行動し、この日の情報交換の最後には「新しい情報が入り次第大垣警察署警備課へ連絡する。また大垣警察署から頂ける情報があれば連絡をお願いしたい」とまとめられています。

2 岐阜地方裁判所は、この事実について、「大垣警察がシーテック社に対して本件情報交換を持ち掛けた主たる目的は、本件風力発電事業に関する原告らの動向等の情報を収集することにより、原告ら及びぎふコラボが連携して本件風力発電事業に反対する市民運動を展開する可能性があるか否かを把握することにあつたと認めるのが相当である」としたうえで、大垣警察は、シーテック社に対し、「原告らの情報を提供する必要性があつたとは認めがたい状況であつたにもかかわらず、原告らのプライバシー情報を積極的、意図的に提供したものであり、これにより原告らのプライバシー情報をみだりに第三者に提供されない自由を侵害した」と認めました。

そして、「要保護性の高い原告らの情報を自ら第三者であるシーテック社に対して情報交換の機会を設けることを提案するなどし、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、かかる情報提供の具体的態様は悪質と言わざるをえない」と断罪しました。

3 しかし、情報収集については、「万が一原告らの活動が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。したがって大垣警察としては原告らが風力発電について学ぶ学習会を行った旨の新聞記事を読み、その事実を認識してからは万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があつたことは否定できない」と違法性を認めませんでした。

住民が勉強会をしただけで、警察の情報収集の対象となるのであれば、多くの場合、住民は勉強会などに参加したいとは思わなくなり、真実を知る機会は奪われ、ましてや反対の意思表示や声をあげることは避けるようになるでしょう。

これはまともな社会といえるでしょうか。

そして、私の個人情報風力発電事業に反対する市民運動を把握するために提供され、利用されたことについてのプライバシー侵害は認められましたが、なぜ大垣警察が私の個人情報を知っていたのか、私の個人情報を知る必要性があったのか、どのように個人情報を入手したのかについては触れられていません。

- 4 今回の裁判を通じて、私が求めていたことは、風力発電施設建設予定地の住民でもなく、また法律事務所を休職中で何の関係もなかったのに、なぜ「私」だったのかを知ることでした。

私は、長年、法律事務所の職員として働き、どんな問題があっても民主的な話し合いと法律的に問題を解決する道筋があることを知っています。

岐阜地方裁判所に提出した私の陳述書には、トンネルじん肺裁判、荒崎水害裁判、関ヶ原人権裁判など人権侵害を受け、命までも削りながら裁判を通して正義を貫こうとがんばってきた人たちと関わり、それを支援する人たちに学んできたことが今の私の生き方を形作っていると書きました。

市民活動は、ほとんどが何らかの人権侵害を防ぐための市民の防衛手段であり、一人では実現が難しいがために同じ思いを持つ人同士が手をつなぎあい、大きな力になることが必要なのです。そしてそれは、当然の市民の権利であり、「公共の安全と秩序の維持」という警察法を理由に事前につぶしてしまうことは、民主主義の根幹を否定するものだと思います。

特に、今回の事件のように自然豊かなふるさとの環境を守りたいと願う住民の思いは、気候変動や地球環境の悪化を懸念する人たちがSDGsを実現しようと運動することと何ら違いはなく、その主張は社会にとって大切な情報発信だったのではないのでしょうか。

しかし私は、この住民運動の当事者でさえありません。私が警察の情報収集の対象になったことは、今回の風力発電事業が発端だったのでしょいか？ 違うと思います。

公安警察は、もっと以前から私の個人情報を集めていたからこそ、この情報交換の場に「私」を登場させたのではないのでしょうか。その意味を知りたいのです。

大垣警察は、私の疑問に答えることをしていません。

- 5 そしてもう一つが、私が情報収集の対象になっていたことが、私と私につなが

るすべての友人、知人、家族に対しても同じように収集の対象となることだと思
い、そんな社会が本当に正しいのか司法に問いたかったからです。

私は、この裁判を通じて当初感じていた情報提供への怒りが、情報収集こそが
本当に怖いのだと知ることでとなりました。普通に生きる上で、とても不自由に感
じます。監視されている状態がこれからも長く続くのですから。

公安警察の情報収集は、今回のシーテック社とのやりとりを見ると、誰かの個
人情報をエサにしてより広く、もっと深く情報が集められていくことが明らか
になりました。そのエサは、釣り上げる相手にとって、より食いつきやすいもの
として誇張され、本人の知らないところでそれが伝播されることによって、歪めら
れ、別の人格を持つようになっていきました。

それは、私だけに限りません。誰がそのエサにされるのかがわからないのです。

エサとして誰を監視対象に選び、その情報をどのように使うのか、一方的に公
安警察に委ねられています。このような社会が前提となれば、いずれみんなが疑
心暗鬼に陥り、黙り込み、何ももの言うことはなくなっていく、不自由で不気味
な社会になると思います。

- 6 今度の控訴審で、法的根拠のない中で、公安警察が「公共安全と秩序の維持」
のためには、個人の基本的権利を踏みにじってまでも情報収集を続けることをや
むを得ないとするならば、それはもう民主国家でもなければ、法治国家でもない
ことになります。

私と私につながるすべての人たちの人権を守るためにも、どうしても公安警察
の情報収集は違法であり、私の間違った情報、必要性のない情報を抹消し、そこ
にあるであろう私につながるすべての人のプライバシーを守り、本当に安心して
暮らせる生活を取り戻したいと切に願っています。

以上